

委員会提出議案第12号

不適正な修繕業務及び委託業務の事務処理等の調査に関する決議

市における不適正な施設修繕業務の請負及び調査・電算業務の委託に関する事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の規定に基づく調査を、以下のとおり実施する。

1 調査する事項

調査する事項は、さいたま市が平成23年度中に契約を締結し、及び発注した施設修繕業務の請負及び調査・電算業務の委託に関する事務で、次に掲げるとおりとする。

平成23年度に実施した業務の契約に関する事項

平成23年度に実施した業務の完了検査に関する事項

平成23年度に実施した業務の支払に関する事項

2 調査の方法

調査の方法は、1の調査事項に係る事務について法第100条第1項の規定による調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求すること（同条第10項の規定による照会又は記録の送付を求めることを含む。）を、事務処理等適正化調査特別委員会に対し委任して行う方法による。

3 調査の期限

調査の期限は、1の調査が終了するまでとする。この場合において、事務処理等適正化調査特別委員会は、閉会中もなお当該調査を行うことができる。

4 調査のため要する経費

調査のため要する経費の額は、平成24年度においては1,569千円の範囲内の額とする。

以上、決議する。

平成24年10月23日提出

さいたま市議会事務処理等適正化調査特別委員会

委員長 桶本大輔